

## 嘉靖元年壬午（1522）を考える ～「忠導氏家譜正統」の検証を通して～

下地 和宏（宮古島市総合博物館運営協議会長）

### はじめに

家譜は、「近世社会への変容を遂げる過程で、士農分離を確定するものとして成立した」。1689年、系図座が設置され、士族層に家譜編集が命じられた。家譜は2部作成され、「1部は王府の頒賜認定を示す御朱印（首里之印）が押されて下賜され、1部は系図座に保管された」。1720年には5年に1度の仕次（追加編集）が定められた<sup>(1)</sup>（沖縄大百科事典）。

宮古・八重山では、40年後の1729年に家譜編集が許可された。但し、姓は覆姓（2字）とされ、唐名も禁止された<sup>(2)</sup>。王府の許可から25年後の1754年、12世平良親雲上恵治による「白川氏系図家譜正統」が成立した。その3年後の1757年、10世狩俣親雲上玄賢による「忠導氏系図家譜正統」が成立した<sup>(3)</sup>。

本稿では、「忠導氏系図家譜正統」（以下、「家譜」と略す）の仲宗根豊見親（以下、豊見親と略す）の記事（記録）を検証し、嘉靖元年（1522）の出来事を中心に、王府の正史『琉球国由来記』（1713年）および『球陽』（1745年初回編集）などを参照にして、検討することにする。

豊見親（玄雅）は、「家譜」によると、天順年間（1457～1464）に生まれ、嘉靖年間（1522～1566）に亡くなった、という。豊見親の生年については、『宮古史伝』<sup>(4)</sup>（1927年。以下「史伝」と略す）、『宮古島庶民史』<sup>(5)</sup>（1957年。以下「庶民史」と略す）の両書は、天順元年（1457）とする。豊見親の次男祭金豊見親（玄数）の初子は、弘治3年（1490）の生まれなので、豊見親の数え34歳（以下、年齢は数え年とする）の孫となる（家譜）。この記事（記録）を考慮すれば豊見親は、天順元年（1457）の生まれである蓋然性は高いと思われるので、天順元年生れとして扱うことにする。

尚真王は成化元年（1465）の生まれである。豊見親は尚真王より8歳年長となる。尚真王は成化13年（1477）13歳で王位に就き、嘉靖5年（1526）に62歳で亡くなる。およそ半世紀、琉球の国王として君臨していたことになる。

豊見親の没年は不明であるが、「庶民史」は嘉靖の初頃（1525年頃）としている<sup>(6)</sup>。尚真王と同じ頃に亡くなったことになる。豊見親は40数年、宮古島主および宮古頭職として、宮古を治めていたことになろう。

豊見親の没後（球陽）、宮古頭職に就いた嫡子の中屋金盛豊見親（玄武）は、金志川豊見親

(那喜太智)を謀殺したことで、王府の咎めを受け自決した(「野原岳の変<sup>(7)</sup>」といわれる)。王府は宮古の豊見親称号を廃止したが、豊見親の末子うまのこ(玄屯)を平良之頭職(平良大首里大屋子)に任命<sup>(8)</sup>し、宮古を王府の直接支配下においた。

この当たりの事情を砂川明芳氏は、次のように仮説を立てている。

「嘉靖元年というと、家譜に、この年、仲宗根豊見親の四男玄屯(字はうまのこ)が平良之頭<sup>かしら</sup>となったとある。もし、これが事実だとすると、玄屯はその兄である中屋金盛豊見親が金志川那喜太智豊見親を討ったという野原岳の変のあとに頭職に任命された、というから、治金丸と御玉の献上は、玄屯の起用に対する謝礼の意味からではないだろうか。それは中山王への完全な服従を誓ったことになるかも知れない。仲宗根豊見親は生きていて野原岳の変を知り、悲哀を味わい、玄屯の登用で一応安堵して、この世を去ったように思われる。」

二世玄屯が平良之頭職に就いたのは嘉靖元年(1522)とする「忠導氏家譜」が事実だとすればという条件付ながらも、豊見親は「玄屯の起用に対する謝礼」の意を込めて、宝剣・宝玉を尚真王に献上した、のであろうとの見方をしている。

果たしてそうであろうか。本稿では、「家譜」の検証を通して、嘉靖元年の見方を検討してみたい。

## 一、「忠導氏系図家譜正統」

元祖玄雅仲宗根豊見親、二世八重山豊見親玄数、二世玄屯平良親雲上の記録を見ることにする。この際、豊見親の尚真王世代の記録については、便宜上(1)から(8)の番号を付すことにする。(1)八重山赤蜂の追討、(2)蔵許の造営、(3)宮古御藏の始まり、(6)下地橋道の築造などは、直接的には嘉靖元年の問題には関連しないと見られるので、その検証は省略する。記事の内、(4)仲宗根豊見親の遭難、(5)宝剣治金丸・宝玉の献上、(7)与那国鬼虎の追討、(8)附録について、検証していくことにする。史料(原漢文)は読みやすいように句読点を挿入した。また、中国元号には西暦を付した。それから出来るだけ振り仮名を付した。

### 元祖玄雅仲宗根豊見親

童名空広。天順年間(1457~1464)生、嘉靖年間(1522~1566)卒。号は徳巖義本。

父は普佐盛豊見親の嫡子真誉之子豊見親。

母は目娥月。何人の女<sup>むすめ</sup>為るか知らず。

室は大安母。童名宇津免嘉。野崎村安嘉宇立親の女なり。天順年間生、嘉靖年間卒。

号は浄安妙心。

尚円王世代（1470～1476）

成化年間（1465～1487）、中山に朝見し、命を奉り、宮古島の主長と為る古伝有り。

尚真王世代（1477～1526）

（1）弘治年間 「八重山赤蜂の征討」の記事は省略。

（2）弘治年間 「藏許の造営」の記事は省略。

（3）同年間 「宮古御藏の始まり」の記事は省略。

（4）

弘治年間（1488～1505）、中山に朝見帰帆の時、逆風に遭い八重山島に漂流、潭蛇干瀬に於て破船、既に危急に及ぶの時、幸い鱻の祐を以て活命を得て帰島する。因て茲に玄雅の苗裔まで今に鱻を食わず。

（5）

同年間、八重山平治之慶賀の命を奉り、玄雅夫婦は中山に朝見の時、宝剣一口治金丸と称す（或る夜、武太川に於て金光冲天有り。玄雅之を窺い此の剣を得る、云々）、宝珠一顆（此の玉原は天女より伝来の夜光の玉也、云々）、婦人宇津免嘉は当島嶽々立願の祝物並び土産物を献上す。此の時、褒賞として玄雅は簪一個（金頭銀茎獅子之鑄形有り）・白絹の単衣一領を賜う。且つ婦人宇津免嘉は始めて大安母職に任じ、殊に簪一個（金頭銀茎鳳凰之鑄形有り）・白絹の単衣一領・玉一貫を賜う。大安母は是乃ち当地女中の長なり。玄雅は聖恩の永昌を荷ない何事か。如之かな。

（6）正徳年間 「下地橋道の築造」の記事は省略。

（7）

嘉靖年間（1522～1566）、八重山島与那国の首長鬼虎は己の武勇を負み、王化に随わず。故に玄雅は命を奉り追討の時、聖上（王）は殊に、御劍治金丸の恩借し賜う。此に於て恩を謝して帰島し、当地の兵を率い、彼の地方に到る。逆徒を征罰し、凱歌を唱い、入朝して御劍を返上す、云々。

（8）

#### 附録

鬼虎は、勇力無双にして、智謀衆を迢え、身長は一丈五寸（約3.15メートル）。且つ与那国島の形勢は、四方の巖石屏風を<sup>そぼだてる</sup>敵が如く、周囲に隠れ干瀬有り。只南方に一つの津口有り、風波静かな時、<sup>ようやく</sup>船の出入りを得るなり。若し一夫之を守らば、則ち万夫進むことを

得ず。故に其の險所に憑り、王化に随わず。

此の鬼虎は原来当地狩俣村の生産なり。此の人五歳の頃、身長五尺計（約1.5メートル）有る。其の頃当地は飢饉なり。時に与那国の人渡海し当地で商売する。鬼虎の形相に凡夫ならざるを見て、之を異と為し、将に米一斗を以て之を買い、帰島する。成人の後、一島の首長と為る、云々。

弘治年間、八重山島退治の時、兵船を遣て之を攻め令む。然に兵船津口に入る能ずして空しく帰帆するなり。故に今、玄雅に命じて之を討た使む。此の時、宗徒の勇士は嫡子金盛豊見親、二男祭金豊見親、三男知利真良豊見親、金志川金盛、同人弟那喜大知（是の人後來金志川豊見親と称す）精兵24人、其の外美女4人平良祝住屋大阿智、城祝砂川恋種、司伊良部伊安登之於母、婦砂川阿弼娥摩、相随い既に舟を舩して与那国島に到る。先に美人等を入ら使む。諸味麴を献じ告げて曰く。「吾が宮古島は数飢饉に遭つて居民の過半は憔悴に及ぶ。故に貴地に投り、飢寒の苦しみを免れんと欲して、遠く風波の難を凌、今日幸いに大人の台顔に謁するを得る。大人原宮古島の人なり。願くば、故土の情を念い、吾等の残生を救いたまえ」と、涕泣して之を訟える。鬼虎は美人の巧言令色に惑わされ、酔つて本船を挽き入れ使む。

時に、鬼虎は大いに酔つて隄を防がざる故、玄雅は兵を率いて直に攻め入る。鬼虎は丈余の大角棒を振り迎戦す。其の勇当るべからず。玄雅は将に之を避けんと欲し、田疇を飛び超え、忽然として深田に跌倒れる。鬼虎大笑して曰く。「汝等釜中の魚たる。奈何にして飛び出し得るか」。其の声未だ了ざるに、左右より金盛兄弟、金志川兄弟之を挟み攻め戦う。鬼虎は当りて右に払い、左に大喝一声、其の威猶迅雷、庶人愕然として引き退く。時に、玄雅は田中より躍り出し、御劍治金丸で鬼虎の右膝を薙落とす。嫡子金盛は走り寄りて、首を取る。余賊悉く降参す。此に於て鬼虎の女子捕え帰島す、云々。当島の綾語今に存す。

## 二世八重山豊見親玄数

童名祭金。成化年間（1465～1487）生、嘉靖年間（1522～1566）卒。号は義伯。

父は玄雅。

母は大安母。童名宇津免嘉。野崎村安嘉宇立親の女なり。

室は免嘉。松原村赤宇立親の女なり。成化年間生、嘉靖年間卒。号は浄信祖入。

尚真王世代

弘治13年庚申（1500）、八重山島大浜赤蜂退治の時、父玄雅に随い彼の地方に到り、逆徒を討ち治め、帰島す。因つて茲に、命を奉り八重山島守護と為る。彼の地に到り、4年職を勤む。故に八重山豊見親と称す。嘉靖の初め、八重山島の内与那国の酋長鬼虎謀叛の時、父

玄雅に随い彼の地に到り、<sup>すべて</sup>全成功し帰島す、云々。

## 二世玄屯平良親雲上

童名馬之子。弘治年間（1488～1505）生、嘉靖年間（1522～1566）卒。号は緑溪良因。

父母は同兄玄数。

尚真王世代

嘉靖元年壬午（1522）、始めて平良之頭職を任う。

以上が、「家譜」に記された豊見親に関する記事（記録）である。

豊見親の嫡子金盛が引き起こした大事件、いわゆる「野原岳の変」は仲宗根家にとって「王の逆鱗に触れた」不名誉なことであるだけに、この記事は「家譜」には記載されていない。

これは特徴的なことでもある。

「野原岳の変」の年代については不明である。「史伝」は根拠を示していないが、「1532（嘉靖11）年3月」（114頁）としている。「庶民史」は「嘉靖の初頃（一書には嘉靖11年のこととしている。その依拠不明なるも恐らくその頃ならん）」（235頁）と追認している。

琉球・宮古に激震が走ったこの大事件は、嫡子金盛がどの時点で、宮古頭職を引き継いだのか。父豊見親生前のことであったのか。それとも没後の出来事なのか。幾つかの課題が内在する。1522年を考える上できわめて重要な事件である。この大事件を受けて、玄屯（うまのこ）は、平良之頭職（平良大首里大屋子）に任命された。「家譜」は、この年代は嘉靖元年だとしている。今のところ、「嘉靖元年」とするのは家譜だけである。

「家譜」の記録を検証する前に、紐解く参考資料の記録を一覧する。

## 二、基本的な史料

### 1、宮古の史料

#### (1) 「御嶽由来記」<sup>(12)</sup>（1707年）

仲宗根豊見親忠節勲功の事

一、〈前略〉上納方相究メ、毎年上<sup>(ママ)</sup>ケ候ハ、耕作ニカ、り、今の様ニは有る間敷きと存、弘治年間、豊見親屹ト企、貢物相定毎年上納仕候。依之、御賞賜為、金銀之御簪二個、かなハ金、くきハ銀、鳳凰、獅子打附之有。<sup>これにより</sup>白絹之単御衣一領。之を拝領奉り候。是誠に家室にて御座候付、代々<sup>ゆづり</sup>禪来り。今脇目差平良仁屋、所持致し候。〈中略〉

一、地〔治〕金丸御美腰并御玉、嘉靖元年壬午年（1522）、おきやかもいかなし御宇に豊見親献上奉り候。〈後略一御剣・御玉の由来〉（38頁）

「御嶽由来記」（1706年）

同島頭役立始之事。

仲宗根豊見親跡職、豊見親嫡子金盛被仰付置候処、不届之ニ付、豊見親〔の称号〕は被召迹候間、同人末弟字おまのこより、平良大首里大屋子を始被仰付、三、四年迄頭ハ平良老人ニて候処、〈後略〉（36頁）

(2) 「<sup>(13)</sup>雍正旧記」（1727年）

〈前略〉弘治年間（1488～1505）の頃、八重山島謀叛の企有之候付、琉球へ奉<sup>これあり</sup>訟<sup>うったえたてまつり</sup>候処、討手之御大将、当島へ御下り被成候間、御供達にて八重山島へ罷<sup>なられ</sup>渡り、与那国迄討治申候〈中略〉地〔治〕金丸刀一振、む〔御〕玉一ツ、豊見親永代の宝物にて候処、八重山島討治太平罷成り候間、琉球へ持登差上<sup>もうしたる</sup>為申由候。（54頁）

「同人八重山入の時あやご」（55頁）

42一	<u>与那国の島</u> 向ん へあり いけいは	与那国の島に 走り 行き
43一	与那国の いきはての <u>鬼とら</u>	与那国の 行涯の 鬼虎とやら
44一	いき向ひ へひ向ひ 立とれ	行き向って
45一	空広か 足なけい ミやはて	空広の <sup>わざ</sup> 技つかい 様子
46一	豊見親の ひさなけい ミやはて	豊見親の 腕使い 様子見てとり
47一	返す見と 戻す見と 豊ミヤ	いざ参れ 豊見親と 声かけたので
48一	あん屋らは おろ屋らは 鬼とら	さらば 鬼虎とやら
49一	<u>我刀冶金丸</u> 請見ル	我が刀冶金丸 見事うけるかと
50一	声掛は 言とのいは にふさせ	声をかけるのが 遅し
51一	鬼とらを 草ふきたけ たうすは	鬼虎を 大樹を 倒す如く 斬り倒した
52一	おんそよく 島鎮 豊たれ	総て整え 島を鎮め 名を上げた

（あやごの解釈は『宮古島庶民史』226～227頁）

頭役立初候由来

仲宗根豊見親跡職、嫡子金盛へ豊見親官被仰付置候処、不届之儀ニ付、豊見親官被召迦（逃）候。其末弟より官名御改、宮古島頭と唱申候。

嘉靖始頃立始 平良大首里大屋子 童名おまのこ

嘉靖年間の頃立始 下地大首里大屋子 童名まふんとの (56 頁)

(3) 「宮古島記事仕次」<sup>(14)</sup> (1748 年)

嘉靖年間の事かとよ、〈中略〉那喜太智は金志川豊見親と称して城辺の首長たりしを、仲宗根の豊見親の死後に其の威勢をや祢たみけん。中屋勢頭といふ佞人仲宗根の豊見親の嫡子かねもり豊見親に語りて曰く。〈中略〉かゝる騒動に、麦畠を踏みやぶられしかば、弥<sup>いよいよ</sup>百姓共怨<sup>うらみ</sup>をおこし、「仲屋金盛豊見親驕奢の挙動にて作毛をやぶりて民をなや満し、讒言を信じて仁人を害したり」と訟しかば、主君(君主)大きに逆鱗あつて「金盛を召して糾問あるべし」と命じ給ふ。其の旨當地に聞えしかば、金盛甚だ後悔し佞人中屋勢頭を手討にして我身も自殺して失にけり。されども大事の罪人なりバ、子共まで召捕て宮僕になすべしとて、金盛のひとりむすめ中屋真保那璃とて其の比二八(16歳)の妙齡姿色ならぶものなく心の操さえ奥静にして島中の人に似ず。〈中略〉朝廷[王府]にハ金盛罪に伏して自殺したるを憐み思召し、且ハ莫大の勲功あるを以ていたくも咎み給はずとかや。むかしハ重罪の者の子共ハおやきことて宮中に召仕はれしとなり。〈中略〉真保那璃の姿色月を閉花をはちしむるのきこへ世に高ければ、もろもろの宮女色なきに似たり。かかれバ何れも嫉妬の思をおこし、起居に随て荊蕀<sup>けいきよく</sup>を生ず。され共主君の御寵愛はいやまして、はやただならぬ身となれり。〈後略〉(85~87 頁)

(4) 「宮古島在番記」<sup>(15)</sup> (1780 年)

〈前略〉八重山島の年貢上納督促ノ為、豊見親 罷渡り<sup>まかり</sup>候処、領掌不致<sup>いたさず</sup>、却テ謀叛ヲ起し、宮古島攻落、可レ為<sub>1</sub>相隨<sub>2</sub>トノ叛逆相企候故、此段、上国ニテ奏シ奉リ候間、討手ノ大将被<sup>めしつかわせられ</sup>召遣、豊見親儀、導被<sub>1</sub>仰下<sub>2</sub>相勤、首尾能御討治〈中略〉

附 此時、与那国ハ仲宗根豊見親被召遣、宮古人数ニテ討治、彼ノ嶋ノ首長鬼虎ト申者ノ女子質捕ヲ以テ宮古島へ為渡由ニ候。

一、右[八重山討治め]為<sub>1</sub>御祝儀<sub>2</sub>、重代相伝ノ自[治]金丸御腰物、御玉奉献上、冥加難有奉存候。<sup>これにより</sup>依之、為<sub>1</sub>御賞賜<sub>2</sub>、御髮差一花、金銀調一、獅子形鑄付一、鳳凰形鑄付有之、白絹ノ単御衣一領、拝領之。被付<sup>ちようじょう</sup>重<sup>わたりたる</sup>疊<sup>ありがたく</sup>冥加、至極難有奉り存候。〈中略〉

一、仲宗根豊見親跡職、同人嫡子金盛豊見親へ被仰付置候処、不屈之儀有之、被召捕、金盛弟ウマノコへ、平良大首里大屋子始テ被仰付、三、四年迄ハ頭一人ニテ御座候処、〈後略〉(89~90 頁)

(5) 「河充氏家譜正統<sup>(16)</sup>」

〈前略〉弘治年間、八重山島大浜赤蜂兄弟叛逆の時、忠導氏仲宗根豊見親玄雅官軍の指道となり、亦嘉靖年間、同島の内与那国島の首長鬼虎謀叛の時、再び玄雅に随従し彼の地に到り逆徒等を全て征伐し帰島す。(141頁)

## 2、王府の史料

(1) 「国王頌徳碑<sup>(17)</sup>」(嘉靖元年壬午十二月吉日=1522)

首里おきやかもいかなし、の御代に、ミヤこよりち金丸ミこしミ玉の、わたり申候時に、たて申候ひのもの

爰ニ有<sub>2</sub>宝剣<sub>1</sub>、神仙託ニ曰ク、号<sub>2</sub>冶金丸<sub>1</sub>、玉ハ称<sub>2</sub>真珠<sub>1</sub>也。欽ミテ奉<sub>2</sub>尊命<sub>1</sub>、雕<sub>レ</sub>石刻<sub>レ</sub>銘ヲ功名ノ立<sub>レ</sub>碑ヲ。

(2) 「女官御双紙<sup>(18)</sup>」(1706年) 中宗根の豊見也忠功の事

一、〈前略〉上納方相究、毎年王府へ、捧げなハ、農業にかゝり、隙もなけれハ、おのずから<sup>すたれる</sup> 靡へしと、弘治年間ニ屹ト企、貢物を相定、毎年上納いたす。之に依り、御褒賞と[申]して御<sup>かんざし</sup> 釵二個、(かぶハ金、くきハ銀、鳳凰の打ち付有り)並ニ白絹の単御衣一領を賜う。これ誠に家<sup>ちん</sup> 珍にて、代々<sup>ゆず</sup> 禪り来り侍りぬ。〈中略〉

一、ち金丸おみこしみ玉、

石門の碑文に玉真珠と称す也 大明嘉靖元壬午年 (1522)

先王尚真おきやかもいかなしの御宇ニ、豊見也献上し奉るなり。〈後略一御剣とみ玉の由来〉(63頁)

(3) 『琉球国由来記<sup>(19)</sup>』(1713年) 中宗根豊ミヤ物語之事

〈前略〉思フニ、是程ノ重宝成物[ムタ川の刀]ヲ、凡人不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>2</sub>所持<sub>1</sub>トテ、弘治年間、悪鬼納へ持渡り、奉<sub>2</sub>献上<sub>1</sub>、奉<sub>レ</sub>蒙<sub>2</sub>睿感<sub>1</sub>也。帰島ノ時、逢<sub>2</sub>逆風<sub>1</sub>、八重山島へ流着、タンタ干瀬ト云フ所ニ、破損仕リ、船中人数、皆溺死ス。豊ミヤ一人ハ、大鯖来リ、背ニ乗セ、陸へ揚ケル故、彼島ヨリ、小船・加子乞ヒ請ケ、帰島。其翌年、御本国へ罷登、奉<sub>2</sub>朝覲<sub>1</sub>。拝領物、金銀髮指二莖、但カフハ金、鳳凰獅子ノ形、莖ハ銀なり。白絹ノ御衣裳、奉<sub>2</sub>頂戴<sub>1</sub>帰島、安堵仕リ、相果タルト也。〈中略〉

中宗根豊ミヤ跡継ニ、長男金盛豊ミヤニ、當島ノ頭被<sub>2</sub>仰付<sub>1</sub>置タルニ、非法ノ儀共有<sub>レ</sub>之、御退治ノ御使者、御渡海ノ聞得有<sub>レ</sub>之。御使者御下着ナキ内ニ、金盛豊ミヤ死去ス故ニ家財欠

所也。男子無<sub>レ</sub>之、女子二人御召上セ、オヤケゴニテ、両三年御召仕、御赦免之处、〈中略〉中宗根豊ミヤ跡ツギハ、三男、童名オマノコ、平良大首里大屋子ニ、嘉靖年間、當島ノ頭、為<sub>レ</sub>被<sub>2</sub>仰付<sub>1</sub>由也。大阿武ハ、中宗根豊ミヤ女房ヨリ為<sub>レ</sub>始ト、申伝ヘケル。(592頁)

當島役人立始メ〔之事〕。

中宗根豊見〔親〕跡ニ、嫡子金盛、相勤〔候〕处、有<sub>2</sub>不屈之儀<sub>1</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>2</sub>討果<sub>1</sub>处、死去之故、豊見〔親〕末子、童名ウマノコ、嘉靖年間ニ、為<sub>2</sub>平良大首里大屋子<sub>1</sub>、二、三年迄ハ、一人ニテ相勤〔候〕处、其の後頭一人相重、童名マフンドノ、為<sub>2</sub>下地大首里大屋子<sub>1</sub>、兩人ノ役人也。〈後略〉(593頁)

(4) 『球陽』<sup>(20)</sup> (1745年初回編集)

〔尚真王即位〕四十六年(1522)、宮古山の鯖祖氏玄雅宝剣を献上す。

〈前略〉豊見親、深く之れを珍重し、以て伝家の宝と為す。後日に至り、深く此の宝剣の凡人庸民の得て宝とすべからざるを<sup>おも</sup>念ひ、嘉靖壬午(1522年)、豊見親、朝覲入貢するの時、此の宝剣を捧げて中山に至り、聖主に奉献す。公務全く竣りて島に帰るの時、<sup>にわか</sup>陡に逆風に逢ひて八重山に漂到し、舩を多武田礁に破り、人皆溺死を致す。豊見親、浮かびて海面に在るのとき、忽ち一大鯖来り、豊見親を負ひて海浜に至る。豊見親、以て上岸に便す。即ち水梢を傭ひ小舟に坐駕して本島に帰回す。

翌年(1523)の夏、亦中山に入覲し、恭しく金銀簪二(金鳳銀莖一・金獅銀莖一)・白絹衣裳を賜りて帰島す。(155頁)

〈前略〉仲宗根豊見親、已に病卒の後、長男金盛豊見親、父の家統を継ぎて宮古山頭職に<sup>しょう</sup>陞任す。金盛も亦法を犯し典を壊つ。而して其の事中山に聞す。中山、使を遣はし、將に以て他の<sup>きくじん</sup>鞠訊せんとなす。其の使者未だ到らざるの時、金盛病に罹り、蚤亡す。使者家財を抄没し、二女を擒にして帯び回り、其の二女を<sup>おと</sup>將て、貶して人婢と為す。両三年に至り、他の罪を赦免す。〈後略〉(149頁)

〔尚真王即位〕二十七年(1503)、吳詩等、滿喇加国に往きて貢物を収買す。

附 宮古山に、始めて大阿母を封ず。

弘治年間、宮古山の仲宗根豊見親、大將軍に随いて八重山を征伐し、以て平治を致す。幸に嘉獎を蒙る。而して其の妻於津美嘉を召見す。〈中略〉聖主、美嘉を褒美し、封じて大阿母と為す。其の子孫、世々大阿母を襲う。而して且金簪一顆・白絹衣一領・素珠一串を恩賜す。

而して大阿母此れよりして始まる。此れよりの後、聖主の洪禧有るに逢う毎に、必ず入京觀朝して以て方物を献じ、永く著して例と為す。(151頁)

### 三、仲宗根豊見親の遭難

「家譜」(4) 豊見親の遭難について、『琉球国由来記』と『球陽』の史料は、弘治年間(1488~1505)または嘉靖元年(1522)という年代に違いはあるが、同じことを記録している。ただ、『琉球国由来記』では、豊見親は宝剑を献上して、金銀の簪を賜り、「安堵仕り、相果た」、つまり亡くなった、と記述していることは大きな違いである。この史料によれば、豊見親は弘治年間に亡くなったことになる。ところが、嘉靖元年建立の「国王頌徳碑」、「御嶽由来記」、「女官御双紙」によれば豊見親は健在であったと見られる。『球陽』の編集にあたって、年代の間違いを訂正したのであろうか。もしそうだとすれば、豊見親は嘉靖2年か、その後に、「安堵仕り、相果た」ことになるのだろう。先述したように「庶民史」は、豊見親の没年を嘉靖の初め頃(1525年頃)と見ている。

それにしても、王府に報告された「御嶽由来記」は、『琉球国由来記』の資料になったといわれているのに、御嶽由来記には、この遭難の記事がないのは腑に落ちない。王府の系図座に豊見親遭難の資料でもあったのだろうか。

「家譜」は、中山からの帰途、八重山に漂着、豊見親1人だけが鱧に助けられ帰島したと述べるに止まるが、その年代は弘治年間としている。豊見親は翌年上国して、金銀の簪を賜っている。これは「家譜」(5)の記事とも関連する。すなわち、『琉球国由来記』や『球陽』に翌年上国して金銀の簪を賜ったとする記事と、「家譜」(5)の記事は同じ内容だと思われるからである。とすれば、豊見親は「八重山平治の慶賀」に招かれ夫婦で上国する(家譜)前年にもひとり上国し、八重山で遭難したということになるだろう。(4)の記事は、そのように読める。すなわち、(4)と(5)の記事は、別個の記事ではなく一連の記事として理解されよう。

### 大阿母始めて任命される

豊見親の妻宇津免嘉は、ある年上国して大阿母に任じられた。この時、「金簪一顆・白絹衣一領・素珠一串」を下賜されている。「大阿母はこれよりして始まる」と記述している(史料2の4)。これは王府任命の神女に対して贈られた品々であろう。

「八重山平治の慶賀」に上国したとき、大安母職を拝命した宇津免嘉は、「金頭銀莖で鳳凰の鑄形の簪・白絹衣一領・玉一貫」を下賜されている(家譜)。この記事は『球陽』と同じ

である。すなわち、『球陽』のいう「金簪」が、「家譜」の「金頭銀莖鳳凰の鑄形の簪」なのであろう。

『琉球国由来記』の金頭銀莖の簪を下賜されたのは、大阿母に任じられたことに因るだろうことが解る。それは豊見親が遭難した翌年に上国のときである。しかし、『琉球国由来記』には、素珠（玉）の下賜は記述されていない（史料2の3）。

また、『球陽』でも嘉靖元年の翌年に再び上国しているが、「金鳳銀莖の簪一顆・白絹衣裳一領」を賜っているものの、素珠（玉）の下賜は記述されていない（史料2の4）。

この2件の史料では、妻宇津免嘉については触れていないが、恐らく豊見親に同行し、金簪および白絹衣裳を賜ったものと考えられる。

それにしても、二度も金鳳銀莖の簪を賜うことがあるのだろうか。ひょっとして後述する大阿母宇津免嘉の後継者となった娘の大阿母に賜った簪であろうか。八重山の神女が上国して、大阿母および永良比金の神人に任命されたのは、1502年であることは後述する。王府の正史には「八重山平治の慶賀」は記録されていないが、恐らくその頃に「慶賀行事」は挙行されたのではないだろうか。

#### 四、宝剣冶金丸・宝玉真珠の献上

「女官御双紙」の内容は、御嶽由来記を受けて作成されたであろうと思われる。ところが、女官御双紙は康熙45（1706）年に作成された<sup>(21)</sup>といわれ、同46（1707）年作成の御嶽由来記より1年前である。この御嶽由来記は、3度目の王府への報告書である。

御嶽由来記や女官御双紙が記述しているように、定期的に毎年、王府に年貢を納めたということだけで、王から金銀の簪を賜わるといふことがあり得るのだろうか。しかも、最高の「獅子の鑄形付と鳳凰の鑄形付の簪」である。年貢を毎年納めるようになった<sup>(22)</sup>（史料1の1）というだけで、このような簪を下賜されたということは、極めて疑わしい。

『琉球国由来記』や『球陽』では、宝剣を献上したことで、金銀の簪を下賜されている。弘治年間あるいは嘉靖元年という年代的な相違はあるものの、金銀の簪を賜わったのは、宝剣献上の「褒賞」（家譜）または「御賞賜」（在番記）と見るのが順当であろう。ただ、この2つの史料は、宝剣だけを献上した記述となっている。

豊見親は上国し、宝剣冶金丸と宝珠を献上している。この年代を弘治年間とするのは、『琉球国由来記』、「雍正旧記」、「家譜」、「宮古島在番記」など4件の史料である。一方、嘉靖元年だ、とするのは、「国王頌徳碑」、「球陽」、「御嶽由来記」（1707）など3件の史料である。宝物献上のため2度も上国したとは考えられないので、どちらかの資料に年代の

相違があると思われる。「御嶽由来記」は『琉球国由来記』の資料になったといわれるのに、この年代の違いは何によるのだろうか。ただ、この献上が「八重山平治の慶賀」に招かれた時だとするのは「家譜」だけである。また、宝剣だけの献上と記述するのは、先に見たように王府の正史だけである。

「八重山平治の慶賀」のため上国した折、豊見親の妻宇津免娥は大阿母に任じられている（家譜）。『球陽』には尚真王 27（1503）年の項目の後に附として、「宮古山に、始めて大阿母を封ず」（史料 2 の 4）の記事が収録されているので、宮古の大阿母は、弘治 16 年（1503）に任命されたと見られる。

八重山の場合は、八重山征討（1500 年）の翌年、真乙姥マイツバに神衣を恩賜している。その次年、多田屋遠那理ターダグヤーオナリと共に上国し、遠那理は大阿母に、真乙姥は永良比金の神人に任命されている（球陽）。つまり尚真王 26（1502）年にあたる(23)（球陽）。

大阿母任命の記事と年代を考慮すれば、「家譜」（5）の記事は真実味を帯びてくるようにも見える。すなわち、「八重山平治の慶賀」がそのころ王府で行われたであろうと見ることも出来よう。ということは、その時、宝剣治金丸と宝珠は献上され、褒賞として金頭銀茎の簪と白絹衣裳を賜ったということだろうか。この記事は（7）の与那国鬼虎征討に際して、治金丸「聖上殊賜恩借」との記事に合わせたようにも見える。

嘉靖元年（1522）建立の「国王頌徳碑」には、「首里おきやかみかなし、の御代に、ミヤこよりち金丸ミこしミ玉の、わたり申候時に、たて申候ひのもの」と刻字されている（史料 2 の 1）。この碑文は、尚真王の代に宮古より「宝剣治金丸・宝玉真珠」が献上されたことを記している。宝剣治金丸・宝玉真珠は、碑の建立以前、つまり弘治年間に献上されたとする見方もあるが、嘉靖元年とするのは、この「国王頌徳碑」が基になっている。「御嶽由来記」、『球陽』の記録は、この碑文に依拠したものと見られる。

稲村賢敷氏は、宝剣・宝玉の献上について、次のように考察している。

「この宝物献上の年代は、忠導氏家譜によると弘治年間となっているが、これは『球陽』の記事により尚真王 46 年（嘉靖元年壬午）正しいと思う。すなわち尚真王 33 年（正徳 4 年、1509 年）初めて簪の金銀を制し之によって官位の品級を定めたとあるから、弘治年間に金銀簪の制はなかつたのである。(24)」

池宮正治氏は、金頭銀茎の簪について、次のような見解を示している。

「獅子・鳳凰の意匠は王国でも最高のだったのであって、その上で、金カブ・銀カブという三司官座敷から親方クラス相当を表示する枠がはめられている、と読める」「豊見親の金簪がいかに破格の処遇だったかがえる(25)」と。

また、宝剣・宝玉の献上について、伊波普猷は次のように述べている。

「古代人にとって、この種の魂代の移動は、やがて政権の移動をさへ意味したのだから、かうして冶金丸み腰及び真珠、わけても島の統治権と共に、前曾長から禪られた島統ねるみ玉を奉ったのは、とりもなほさず悪鬼納加那志に対する絶対服従の表現であると見て差支ない。」と。

すなわち、宝剣・宝玉の献上と金頭銀茎の簪2個を賜うということは、不可分のことであることは論を待たない。「絶対服従」といえば、八重山征討で王府の強大な力を見せつけられた豊見親は、「八重山平治の慶賀」の折、宝剣・宝玉を献上したとしても何ら不思議なことではないと思えるのだが、問題は、金銀簪の制が未だ制定されていなかったことである。大阿母に金の簪を下賜することはあったとしても、「獅子・鳳凰の意匠は王国でも最高」（池宮正治）の簪が下賜されたかどうか、問題なのである。

結論的にいえば、宝剣・宝玉の献上は、「国王頌徳碑」の碑文にあるように嘉靖元年と見る方が、順当であると思われる。それでも「家譜」（5）の記事をどう読み解くかは課題として残る。

さて、宝剣・宝玉の献上を「野原岳の変」の後始末として理解するのかどうかである。これについては、後述するが、豊見親の嫡子金盛豊見親が、宮古頭職を引き継いだのは、豊見親の亡き跡かどうかにも深く関わることである。その前に、与那国の鬼虎征討について見ることにしよう。

## 五、与那国鬼虎の征討

八重山赤蜂征討の弘治13年（1500）に「与那国島迄討治め」た（史料1の2）、あるいは「此の時（1500年）、与那国は仲宗根豊見親被召遣、宮古人数にて討治め」た（史料1の4）とする記録を根拠に、鬼虎は1500年に征討されたとする考えがある。一方では、「嘉靖の初め」（家譜）、「嘉靖年間」（家譜・河充氏家譜）にもあったとする考えもある。

この事件は、『琉球国由来記』や『球陽』では全く触れられていない。王府に報告された「雍正旧記」では、この征討のことは記述されているにもかかわらずだ。王府はこの征討に直接関与していないということもあったのだろうか、王府の正史では、与那国鬼虎征討の歴史はなきが如くである。

「家譜」（8）に「弘治年間、八重山島退治の時、兵船を遣て之を攻めしむ。然に兵船津口に入る能ずして空しく帰帆するなり。故に今、玄雅に命じて之を討たしむ。」ともある。これは忠導氏一門にとっては不名誉な出来事に違いない。にもかかわらず敢えて「家譜」に記録した。このように「空しく帰帆」したことが記述されている史料は、「家譜」だけであ

る。宮古軍は1500年に与那国島まで攻めたが、上陸も出来ず「空しく帰帆」したので、「故に今、(改めて)玄雅に命じ」た、と強調しているようにも読める。

1500年の鬼虎征討が成功したかのように伝えられた。穿った見方をすれば、雍正旧記の編者が「八重山入りの時あやご」から解釈したとは考えられないだろうか。それが在番記にも反映された。

というのは、八重山の黒島に伝わる「インシガーヌ金盛ユンタ」<sup>(27)</sup>でも、与那国島の伝説<sup>(28)</sup>でも、与那国攻めの総大将は豊見親というより嫡子金盛の蓋然性が高いからである。1500年の赤蜂征討後の与那国征討に、豊見親は宮古軍を率いて与那国攻めをしたのだろうかという疑問もでてしまう。

いずれにしても、赤蜂征討の1500年に与那国島を攻めたであろうことは、史料の共通した認識であると思う。しかも、宮古軍だけで与那国の鬼虎を征討したこと、それが失敗して帰郷したか、成功して凱旋したかの違いを除けばである。与那国の伝承を考慮すれば「空しく帰帆」(家譜)したのが、真相に近いのではないだろうか。

与那国征討は、2回あったとする見解には、2回目の時期を正徳初年と見るか、嘉靖初年と見るかの相違は残されたままである。

「家譜」が記録している「嘉靖の初め」または「嘉靖年間」に与那国征討が行われたとすると、豊見親、嫡子金盛、豊見親、金志川金盛・那喜太智兄弟も、その年代に従軍したことになる。そうすると、金盛、豊見親の弟玄屯が、嘉靖元年に宮古島頭に任命されたことと整合性がとれなくなる。

金志川金盛は与那国島からの帰途多良間島で病死<sup>(29)</sup>、あるいは謀殺(伝説)<sup>(30)</sup>されたという。同弟那喜太智は、宮古頭職金盛、豊見親に謀殺される。しかも、豊見親亡き後に、嫡子金盛は跡職を継いだともいわれる(球陽)。さらに、いわゆる「野原岳の変」の後に玄屯(うまのこ)は、平良之頭職(平良大首里大屋子)に任命されている。これらの出来事が嘉靖元年以前に起きたとは、どうてい思えないからである。

そのような意味において、「家譜」が嘉靖初年または嘉靖年間とする鬼虎征討の記事は整合性がなく疑問とせざるを得ない。

伊波普猷氏は、与那国の鬼虎征討について、次のように述べている。

「とにかく、この旧史の記事は伝説化されたものに違いない」。八重山平定の時、「彼〔仲宗根豊見親〕が五十台<sup>㍻</sup>であったことは推測するに難しくなく、もし鬼虎征伐をそれから二十三年後にやったとすると、彼は既に七十台にもなっていた筈で、あゝして鬼虎と渡合ったとは、考えられないからだ<sup>(31)</sup>。」と、その理由を述べている。

伊波普猷氏は、与那国鬼虎征討の年代を嘉靖元年あるいは初年と考え、仲宗根豊見親を70

代に想定して、鬼虎と渡合うことはできないとしている。それ故に、嘉靖年間の鬼虎征討は「伝説化されたもの」とであると考察している。つまり、嘉靖年間の鬼虎征討は、状況的にはあり得ないことだと述べている。

「家譜」は、ありもしないことを記録したのだろうか。この征討の年代が、嘉靖年間ではなく、稲村賢敷氏が主張する正徳年間だとどうなるのだろうか。

その前に、問題になっている豊見親の年齢を見てみよう。前述したように、豊見親の生年は天順元年（1457）だと想定する。八重山征討に従軍した時は、40代前半である。嘉靖元年（1522）だと、60代半ばである。どちらにしても高齢であろう。正徳8年（1513）の大般若経600巻を買い求めた以前とすれば、50代前半である。さらに、鬼虎征討の後に、祖納当が与那国与人<sup>(32)</sup>として任命されたとすれば、正徳5年（1510）以前と考えられる。というのは、与人は王府から任命される役人だからである。

「八重山入りの時あやご」は、豊見親が鬼虎と渡り合った状況が歌われている。このあやごは、「史料としても確実性を有するもの<sup>(33)</sup>」として伊波普猷氏も認めているところである。ということは、鬼虎征討があったことを否定しているものではないことは、明らかである。その場合、鬼虎征討の年代が極めて重要である。「史伝」は、嘉靖元年（1522）と見ている。恐らく、「家譜」に依拠したものと思われる。

ここで、稲村賢敷氏の考えを見ることにしよう。

「筆者は、忠導氏家譜にある嘉靖年間は正徳年間（1506～1521）の誤りであって正徳8年[1513年。金志川豊見親那喜多津の大般若経六百巻の買い求め]以前のことであったと考える。また正徳初年のこととすれば、弘治13（1500）年の赤蜂征伐の時から10年ばかり後のこととなるので、与那国征伐を赤蜂の乱から全然切離して別個のこととせずしてその余波であるとする見方とも一致するわけである<sup>(34)</sup>。」

砂川明芳氏の仮説も見ることにしよう。

「与那国攻入りは1510年のちょっと前。そのとき金志川金盛の死があり、那喜太知は兄の鎮魂のために、王の祈願文をもらいうけて祀る。その祀るのを仲宗根家への恨みだと見て仲屋金盛は那喜太知をなきものにする。「王の任命した役人」を殺すのは「王への叛逆」だとみた王府の糾問が行われようとする。そこで仲屋金盛は自決し、仲宗根豊見親は恭順のため刀と玉を献上する。それは嘉靖元年のことで、これを機に「外様の」島の首長を直属の「頭職」にする。ここで島々の争乱は終結する<sup>(35)</sup>。」

稲村氏は正徳8年（1513）以前に、砂川氏は正徳5年（1510）のちょっと前に、与那国の鬼虎征討はあったとの見方をしている。正徳5年というのは、西表の祖納当が与那国与人に任命された年である。つまり、与那国征討の後に王府から与那国与人に任命されたとの見

方である。

## 六、「野原岳の変」

宮古<sup>かしら</sup>頭職豊見親の跡職には、嫡子の金盛豊見親が任命されたが、「不屈きの儀」（御嶽由来記）あるいは「非法ノ儀」（琉球国由来記）があり、金盛豊見親は自決した。王府は豊見親職を廃止し、豊見親の末子うまのこ（玄屯）を宮古島頭職（平良大首里大屋子）に任命した。いわゆる「野原岳の変」といわれる大事件である。仲宗根家は言うに及ばず、宮古は激震に見舞われたであろう。

金盛豊見親が父豊見親の跡を継いだのは、「豊見親の病卒後」（球陽）、あるいは「豊見親の死後」（宮古島記事仕次）と、2件の史料は述べている。無視できない記述である。

豊見親を育てた大里大殿の場合も没後に嫡子能知伝盛（後手盛）が、亡父の家統を引き継いだとされる（球陽）。その頃は、島主あるいは頭職が亡くなることで、嫡子が亡父の家統を引き継ぐという慣習があったのではないだろうか。「跡職」あるいは「跡継」と表現されてはいるが、父の死後だという前提があるのではないだろうか。

嫡子金盛豊見親もやはり父が亡くなることで家督を引き継いだと考えるのが、順当な見方ではないだろうか。すなわち、「野原岳の変」は豊見親の没後に起こされた大事件と見ることができよう。

『球陽』に記述されているように、豊見親は、嘉靖元年（1522）に夫婦ともに上国し、宝剣治金丸・宝玉真珠を献上、その翌年再び上国、金銀の簪二個を賜っている。そして「安堵して」世を去った（琉球国由来記）、との見方が順当のように思える。

『球陽』の記録が正しいとすれば、豊見親は、高齢（66歳）となり、自分が亡き後の仲宗根家を憂えて、尚真王に宝剣・宝玉を献上し、絶対服従を誓い、後継者はもとより仲宗根家の行く末を尚真王に託したのではないだろうか。それ故に、尚真王は豊見親の功績と恭順に対して、破格の待遇とされる金頭銀莖の簪（1つは金鳳銀莖、1つは金獅銀莖）を賜われることで、その意に報いたのではないだろうか。

先述したように、『琉球国由来記』や「家譜」は、金頭銀莖の簪を賜った年代を弘治年間としている。金銀簪の制は正徳4（1509）年に定められている<sup>(37)</sup>ので（球陽）、弘治年間に金頭銀莖の簪を下賜することはあったのだろうか。

その頃、豊見親には不幸な出来事が起きている。

豊見親の次女<sup>にぎやちよもい</sup>仁娥姐盛は正徳年間（1506～1521）生まれで、母親の大阿母職を引き継いでいる。上国して御朱印を賜り、その帰途、明国に漂着、病死している。嘉靖年間、15歳の

時である<sup>(38)</sup>。正徳年間(16年間)であるから嘉靖初年の出来事と思われる。

嘉靖初年、豊見親は上国の後、「安堵して」世を去った。大阿母仁娥姐盛が明国で病死した頃であろう。間もなくして尚真王も帰らぬ人となり(嘉靖5・1526)、尚清王が跡を継いだ(嘉靖6・1527)。31歳である。時代を築いた豊見親、尚真王の2人が相次いで他界したことになる。嘉靖初年のことである。

跡職を継いだ金盛豊見親は、父豊見親の意に反して、王府に罪を責められ自決することで「豊見親」の時代を終焉させた。豊見親の予感は的中したのかもしれない。

## 七、玄屯、宮古島頭となる

豊見親の四男玄屯(うまのこ)が「宮古島頭<sup>かしら</sup>」(平良大首里大屋子)に就任した年代は、御嶽由来記(1706)には記されていない。『琉球国由来記』(1713)では嘉靖年間(1522~1566)だとする。その後(1727)に成立した「雍正旧記」は嘉靖の始め頃、官名を改められ「宮古島頭」と王府には報告している。『球陽』では「豊見親病卒」の後に金盛豊見親が「法を犯し典を壊つ」と記述するに止まっている。

ところが、「家譜」は嘉靖元(1522)年だと特定している。王府の任命による宮古島頭であるはずなのに、王府の正史ではその年代を特定していないのに、「忠導氏家譜」はどうして特定できたのだろうか。職名も「平良之頭職」としている。仲宗根家は、辞令書の類でも所持していたのだろうか。

先述したように、玄屯の宮古島頭就任は、いわゆる「野原岳の変」が引き金となっている。ということは、嘉靖元年かそれ以前にこの事件が起きていなければならない。しかも、事件を起こした金盛豊見親は宮古頭<sup>かしら</sup>職でなければならない。さらに、仲宗根豊見親の没後でなければならない。一方では、豊見親の生前に起きた事件だとする見方もある。この場合、『球陽』や宮古島記事仕次の「没後」の記述は無視されていることになる。

嘉靖元年建立の「国王頌徳碑」の碑文と「宮古山の鯖祖氏玄雅宝剣を献上す」(史料2の4)を重ね合わせると、この年、豊見親は健在であったことを示している。しかも、翌年の夏にも上国して、金頭銀莖の簪・白絹衣裳を賜っている。御嶽由来記も嘉靖元年に豊見親が献上したと記述している(史料1の1)。

もし、「御嶽由来記」や『球陽』の記述が正しいとすれば、豊見親は宮古頭職として、宝剣を献上したと理解されるので、金盛豊見親の事件は未だ起きていないことなる。すなわち、「家譜」に記された玄屯が嘉靖元年に宮古島頭職に任命されたということは、ありえないということになる。

嘉靖の始め頃（雍正旧記）だとすると、豊見親、尚真王が他界したことと連動してとらえることができる。しかも、「おやきご」（あるいはオヤケゴ）として連行された金盛豊見親のひとり娘真保那璃<sup>(38)</sup>が、王に寵愛され「ただならぬ身」（懐妊）となったとする伝説（史料1の3）ともつながる。時の尚清王は未だ30代前半である。

## おわりに

「忠導氏家譜正統」の記録をもとに、嘉靖元年を考えて見たが、裏付ける資料が少ないだけに憶測の詭りを免れない。そもそも「仲宗根豊見親の時代」は曖昧模糊としている。

豊見親の生卒さえも曖昧である。弘治年間、上国の帰途、八重山に遭難漂着した事件も、『球陽』では嘉靖元年の事としている。

豊見親夫妻は、「八重山平治の慶賀」に招かれた折、豊見親は宝剣冶金丸と宝珠を尚真王に献上し、金銀の簪を賜ったとされる。弘治年間のことである。嘉靖元年建立の「国王頌徳碑」にもこの宝剣・宝玉が献上されたと刻字されている。弘治年間に献上されたが、嘉靖元年の建立に際して刻字されたと見る向きも無いわけではない。ところが、金銀簪の制は、正徳4（1509）年に定められている。『球陽』では、金頭銀茎の簪を賜ったのは嘉靖元年のことだとしている。

「家譜」が記述する与那国鬼虎の征討に際して、献上した宝剣冶金丸を借り出すことが、現実問題としてありうるのだろうか。宝剣冶金丸の献上は、与那国征討のあと、嘉靖元年だとする見方が順当であろう。

豊見親は高齢となり、自分亡き後の仲宗根家を憂え、宝剣・宝玉を献上することで、安泰を手に入れたのではないだろうか。しかも尚真王に対する「絶対服従」と引き替えにである。嫡子金盛豊見親は、家臣仲屋勢頭の讒言に惑わされるほど、器の小さな人物である。「偉大」なる父豊見親の足下にも及ばなかったのであろう。それ故に父豊見親は嫡子金盛豊見親の行く末を憂えたのではなかろうか。金盛豊見親の事件は豊見親の没後に起きたと見るのが、順当ではないだろうか。「跡職は嫡子金盛豊見親へ仰せ付けらる」（御嶽由来記）に端的に表れていると見られる。

尚真王は嘉靖5（1526）年の暮れ、62歳で他界した。豊見親は上国の翌年嘉靖2（1523）年か、その翌年かに「安堵して」亡くなったとすれば、尚真王の2、3年前頃には他界していることになる。いずれにしても、ほぼ同じ頃に豊見親と尚真王が亡くなることで、琉球の一つの時代が終わったと見られる。それは嘉靖の始め頃である。

雍正旧記が記録する「嘉靖の始め頃」、玄屯が「宮古島頭」に就任したとしても、年代的

にはそれほど狂いはない。すなわち、嘉靖の初め頃、金盛豊見親が宮古島頭に就いてから、ほどなくして起こされた由々しき事件が、「野原岳の変」であると見ることができよう。与那国鬼虎征討を嘉靖の初年ではなく、正徳の初年だと考える「庶民史」の提起は一考すべきだと思う。

嘉靖元年は、宝剣・宝玉の献上という意味では、宮古にとって大きな転換点になったこととはよく理解できる。この献上を金盛豊見親の事件の後始末だとする考察は論理的に正当性があるようにみえるが、玄屯の平良之頭就任が「嘉靖元年」だとする、および豊見親の生前の出来事だとする、説明（立論）が望まれよう。

### 【注】

- (1) 球陽研究会編『球陽 読み下し編』沖縄文化史料集成5（角川書店・1974）224頁。
- (2) 注（1）に同じ。「始めて宮古・八重山の役人の家譜を纂修し及び賜いて覆姓を用うことをゆるす」294頁。
- (3) 『平良市史』第3巻資料編1前近代（平良市役所・1981）「白川氏系図家譜正統」173頁「忠導氏系図家譜正統」341頁。
- (4) 慶世村恒任『宮古史伝』（城野印刷・1976年。初版は1927年）98頁。
- (5) 稲村賢敷『宮古島庶民史』（三一書房・1972年。初版は1957年）212頁。
- (6) 注（5）に同じ。「忠導氏家譜によれば、豊見親は天順年間の誕生であって嘉靖の初め頃（1525年頃）に卒すとあるから、」212頁。  
「忠導氏家譜によれば嘉靖年間卒とあるが、その初年頃で、宝物献上の後、暫くしてからのことと思う」232頁。
- (7) 注（4）に同じ。「野原岳嵩城の変」（1532年）とする。112頁。  
注（5）に同じ。「野原岳上の変」（1532年）とする。235頁。
- (8) 注（3）に同じ。「御嶽由来記」（1706年）36頁。「雍正旧記」（1727年）56頁。
- (9) 砂川明芳・県立図書館宮古分館郷土史講座第4講「仲宗根豊見親」1987年。
- (10) 神女についての句点は、砂川明芳『宮古島郷土史考』第6部（1991年）24頁に準じた。
- (11) 「同人〔仲宗根豊見親〕八重山入之時嫡子金盛豊見親捕参り候女のあやご 但鬼虎が娘」（「雍正旧記」1727年）。他にタイトルに違いはあるが、「八重山鬼虎の娘の歌」（明治41年、富盛寛卓の妻が歌った歌を富盛が筆記、伊波普猷はこの歌を『琉球新報』明治42年1月5日に掲載した）、「可憐なる鬼虎の娘を歌ひしアヤゴ」（「史伝」278～283頁）、「与那国乙女のあやぐ」（「庶民史」227～231頁）がある。これは34節余もある長い歌である。因みに「雍正旧記」収録のあやごは14節である。

- (12) 注(3)に同じ。「御嶽由来記」(1706年)38頁、39頁。
- (13) 注(3)に同じ。「雍正旧記」(1727年)54頁、56頁。
- (14) 注(3)に同じ。「宮古島記事仕次」(1748年)85～86頁。
- (15) 注(3)に同じ。「宮古島在番記」(1780年)89頁、90頁。
- (16) 注(3)に同じ。「河充氏系図家譜正統」141頁。
- (17) 塚田清策『琉球国碑文記』(財団法人学術書出版会・1970年)1522頁。
- (18) 『神道体系 神社編52 沖繩』(精興社・1982年)63頁。
- (19) 伊波普猷他編『琉球史料叢書 第二』(井上書房・1962年)「琉球国由来記」592頁、593頁。
- (20) 注(1)に同じ。「宮古山の鯖祖氏玄雅宝剣を献上す」155頁。「始めて宮古山・八重山に頭職を置く」149頁。
- (21) 注(18)に同じ。「『女官御双紙』康熙45年のうちの成立となる」15頁。
- (22) 「雍正旧記」(1727年)「同人〔仲宗根豊見親〕定納相調初て琉球へ差し上候時あやご」54頁。
- (23) 注(1)に同じ。「始めて八重山に大阿母並びに永良比金を置く」147頁。
- (24) 注(5)に同じ。231～232頁。
- (25) 池宮正治「仲宗根豊見親の簪」沖繩タイムス 1999年11月24日、25日
- (26) 伊波普猷「仲宗根の豊見親の苦衷」(昭和9年7月15日稿、『沖繩日報』所載)、『再版古琉球』所載(琉球新報社・1965年)232頁。
- (27) 喜舎場永珣『八重山古謡』(1970年)207～221頁。
- インシガーヌ金盛ユンタ(黒島)全41節
- |                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 9、与那国ヌ 島ヤ         | 与那国の 島は                     |
| ピスムトゥ(一本)ヌ フン(国)ヤ | 大海の孤島の 国である                 |
| 10、ムドゥサレユ ヤリバ     | アカハチ征討後に与那国征討に行ったが地勢の天険に阻まれ |
| カイサレユ ケリバ         | 征討は失敗して 帰郷したが               |
| 11、カイサレヤ イカヌ      | 敗北して帰ることは 無念である             |
| ウブ宮古ヌ 島イキ         | 大宮古の 島に行き                   |
- ※インシガーヌ金盛 インシガーは誤りで金志川金盛である。(207～221頁)
- (28) 「仲屋金盛を将とする宮古軍が与那国島へ進攻して来た」。金盛はイソバの兄弟の村々を焼き払い、イソバと出くわす。「終に宮古軍は女傑サンアイ・イソバに追いまわれ、侵略の目的を果たさず、ウブンド山中で筏を急造して、近くのアラガの津口から脱出した」

(池間栄三『與那國の歴史』初版 1959) 81～83 頁。

イソバは、鬼虎の反抗が与那国を戦乱の巷におとし入れることをなげき「仲宗根豊見親の力をかりてかれを除く外はないと考え」宮古島に渡った。「仲宗根豊見親はイソバに同情をして承諾し、鬼虎征討のことを首里王府の許しを得て帰るまで宮古に滞在させて中山に行った。」「仲宗根豊見親が大將となって大永2年(1522)赤蜂征討22年後の後イソバ酋長は水先案内をして与那国島へ出発した。」(喜舎場永珣『八重山歴史』国書刊行会・1975)

- (29) 注(3)に同じ。「宮古島記事仕次」(1748年)「金志川の金盛(此の人は与那国より帰島の時多良間島で病死す云々)」85頁。
- (30) 注(5)に同じ。「多良間島で病死(宮古島旧記)または謀殺(伝説)されたと伝えられて居て」224頁。
- (31) 伊波普猷「八重山征伐のアヤゴー宮古島の叙事詩—(『日本文学』1—2所載・昭和13年5月12日)。『再版古琉球』所載(琉球新報社・1965)243～244頁。
- (32) 「八重山島年来記」正徳5庚午祖納当与那国与人成る。是より始まる。(『沖縄県史料』前近代1首里王府仕置 沖縄県教育委員会・1981)269頁。
- (33) 注(26)に同じ。231頁。
- (34) 注(5)に同じ。223頁
- (35) 砂川明芳・県立図書館宮古分館郷土史講座第3講「与那国攻入りと金志川兄弟」1988年
- (36) 注(1)に同じ。「大殿病卒するに至り、後手盛、父の家統を継ぎ、陞りて島主と為る。」129頁。
- (37) 注(1)に同じ。「始めて金銀簪を制して以て貴賤を定む」152頁。
- (38) 注(3)「忠導氏系図家譜正統」に同じ。「正徳年間生、嘉靖年間襲母跡職而朝見、中山帰島之洋中逢逆風漂着、大明国病死。享年十五歳云々」337頁。
- (39) 注(3)「宮古島記事仕次」に同じ。86～87頁。
- 正史は連行した女子二人を「オヤケゴ」(琉球国由来記)あるいは「人婢」(球陽)と記述している。

